**平成２１年（フ）第９３４号**
宮城県登米市迫町佐沼字大網236番地２　コーポ実園202、開始決定時の住所仙台市太白区三神峯２丁目２番28号　ゴールデンハイツ岩谷Ｅ棟106
破産者　亀井久美子
１　決定年月日　平成21年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２１年（フ）第９４６号**
仙台市太白区長町１丁目９番20号　鷲尾アパート202
破産者　大内　貴彦
１　決定年月日　平成21年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２１年（フ）第９７６号**
仙台市泉区上谷刈６丁目10番51号
破産者　鈴木　みき
１　決定年月日　平成21年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２１年（フ）第２９６号**
新潟市西区坂井東３丁目６番18号　上野方
破産者　上野　節子
１　決定年月日　平成21年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第５３号**
石川県加賀市山代温泉桔梗丘４丁目３番地の１　プレジデント山代210号、住民票上の住所石川県加賀市山代温泉桔梗丘４丁目３番地の１　プレジデント山代203号
破産者　片岡　智子
１　決定年月日　平成21年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

**平成２１年（フ）第１９０号**
山梨県笛吹市石和町唐柏968番地　ハイツノアＢ103
破産者　荻沼　行啓
１　決定年月日　平成21年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２０年（フ）第１７０８号**
広島市佐伯区河内南２丁目27番23号
破産者　金山永玉こと　金　　永玉
１　決定年月日　平成21年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２０年（フ）第１９３０号**
福岡県筑紫野市上古賀１丁目６番20―103、破産手続開始申立時の住所福岡県筑紫野市塔原東１丁目14番33号
破産者　谷　　鉄也
１　決定年月日　平成21年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２０年（フ）第３２２９号**
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋325番地７―701号、破産手続開始決定時の住所福岡県糟屋郡須恵町大字須恵377番地50
破産者　菰田　眞子
１　決定年月日　平成21年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２０年（フ）第３３９０号**
福岡県大野城市瑞穂町４丁目５番２―305号
破産者　菰田　　修
１　決定年月日　平成21年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第２２９号**
福岡県筑紫郡那珂川町松木１丁目58番地６―101号
破産者　田中　　泉
１　決定年月日　平成21年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第８７６号**
福岡市南区野多目１丁目４番23―403号
破産者　小宮　政治
１　決定年月日　平成21年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第２３６５号**
札幌市豊平区月寒東３条３丁目５番９号　白樺マンション１号
破産者　且股　房雄
１　決定年月日　平成21年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第２５０号**
埼玉県熊谷市宮前町１丁目153番地　サンライズ熊谷504
破産者　茂木　一郎
１　決定年月日　平成21年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２０年（フ）第８１１号**
岐阜市東鶉３丁目42番地１　恵ハイツ301号室、開始決定時の住所岐阜市福光東２丁目３番26号
破産者　新井　善広
１　決定年月日　平成21年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

**平成２１年（フ）第４００号**
熊本県上益城郡山都町上寺1800番地４
破産者　高崎　一男
１　決定年月日　平成21年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２１年（フ）第４６９号**
熊本市龍田陳内２丁目24番12号　リアフォーリスト101
破産者　境目　圭祐
１　決定年月日　平成21年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２１年（フ）第４７号**
熊本県八代市田中北町16号14番地１　102
破産者　谷崎　裕幸
１　決定年月日　平成21年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部